

平成 26 年 10 月 24 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 10 月 24 日（金）開会：午前 9 時 29 分 閉会：午後 1 時 01 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 大石伸雄（政新会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

八木米太郎（蒼士会）

山田ますと（公明党議員団）

他に、委員外議員として、田中正剛副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

よつや薫

6 一般傍聴者

なし

7 説明員

（議会事務局）

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、議会基本条例に定める小理念について、他に検討すべきとして提案があった項目「議員間の自由討議の充実」について協議しました。本項目は、前回、「委員会」の章に記載することで意見が一致しましたが、併せて「議会」の章にも第 2 項として記載することで各派の意見が一致しました。

「委員会」の章

委員会において議員はその所管事務の調査、研究、審査に責任を負い、議案提出や提言、及び議員間の積極的な討議を行い、ひいては住民の福祉の増進に寄与することをその目的とする。

「議会」の章

議員は、討議の場である議会の構成員として、互いの議論をもって合意形成に努めるとともに、積極的な提案発議に努めるものとする。

なお、他に検討すべきとして提案があった項目は、上記ですべて意見がまとまりました。

次に、議会基本条例の「前文」の原案について各委員に説明しました。各委員から出された意見を基に、次回までに委員長が修正案を作成するとともに、作成できる会派は対案を用意することとなりました。

次に、議会報告会の実施検討について各委員に説明しました。議会報告会は、議会基本条例に定める「広報及び意見募集」の章を具現化する手段の一つであり、本委員会でも管外視察（四日市市、豊田市）により調査を行ったところですが、それらを踏まえ、本市ではどのようにしていくべきかを今後協議していくこととなりました。各委員は、次回までに、他の委員の視察報告（意見）も参考にし、本市で実施すべきかどうか等の意見を用意することとなりました。

次回（11月10日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（2）議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進の方策として、「インターネット中継」、「資料のデジタル化（IT化）」、「議会だよりの拡充」の実施について協議しました。

インターネット中継

本会議のインターネット中継の実施費用として、平成27年度の議会予算において約687万円を要求することで、全委員がこれを了とされました。

資料のデジタル化（IT化）

資料のデジタル化（IT化）について、過日、委員長、情報政策部、事務局で打ち合わせを行ったことについて説明し、次回までに情報政策部の自己開発等の提案を資料として事務局が用意することとなりました。自己開発等による場合は、逗子市や神戸市の方式に比べて費用がかかる分、セキュリティや拡張性の強化を図ることができるなどのメリットがあり、双方の価値と費用を比較し、より良いものを選択する方向で引き続き協議することとなりました。なお、神戸市方式を採用したいとの意見はなかったため、次回からは逗子市方式と情報政策部案の2案により検討することとなりました。

議会だよりの拡充

議会だよりの拡充について事務局から実施費用の見積もり額の説明がありました。拡充（増ページ）の時期は、新議会における広報委員会の協議期間を考慮すると、9月定例会号（11月発行）以降となるであろうことを見込み、平成27年度の議会予算としては上半期（3月・6月定例会号）を8ページ、下半期（9月・12月定例会号）を12ページとして、印刷費約645万円を概算要求することで全委員がこれを了とされました。その他、議会だよりの配布委託料等の費用も増加する見込みとなりますが、次回の委員会までに、事務局で見積もりを取得し、報告することとなりました。

次に、拡充内容（代表・一般質問の字数増、各会派の見解、施策研究テーマの動向、市政課題の解説、職員個人の賛否、議案の説明（抜粋））のうち、検討が必要との意見が残っている項目について、懸念されること及び実施する条件につい

て、各派から意見を聴取しました。協議の結果、拡充内容の全項目について、各委員がこれを了とされたため、次回の委員会で改めて、掲載内容・条件を再確認することとなりました。また、「各会派の見解」として、以前掲載されていた「我が会派はこう思う」を復刻するにあたり、事務局は当時の掲載内容等を確認し、報告することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(3) 常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、改善策の賛否が分かれている項目について、各派の意見を聴取し、協議した結果、下記の2項目については全委員がこれを了とされました。

発言の活性化及び質疑の可視化

- ・同一項目内の再発言を規定し、告知する（関連質問）

質疑の効率化

- ・委員会の簡易記録（発言者記載）を作成し、HPで公開する

次に、改善の具体案として、下記の項目について協議を行いました。

- ・発言の義務付けの具体案のうち、「委員会の簡易記録（発言者記載）を作成し、HPで公開する」について、簡易記録のサンプル及びその作成作業について事務局から説明がありました。事務局からは作業期間に約2か月程度が必要であるとのことでしたが、委員会と事務局で協力して作業することにより、期間が短縮できないかを協議することになりました。
- ・質疑の効率化の具体案のうち、「規則等に基づいて効率的な質疑が行われるよう委員長が整理権を発揮する（整理権発揮対象を含む）」については、「委員長職務ガイドラインに整理権について記載する」の方策について、全委員がこれを了とされました。
- ・「資料の配布時期を改良すべき」の具体案として、既に9月定例会から試行実施している資料の配布時期の見直しについて事務局から説明がありました。事務局は市長部局と間で、本内容を確定させ、次の委員会で報告することとなりました。

次に、5常任委員会化の課題として、事務局から委員会の開催方法及び開催場所に係る2つの対応プラン（委員会室を増室し、同時開催する、委員会室は現状のままとし、開催方法を2部制とする）の説明がありました。各委員はこれを持ち帰り、いずれの開催プランとすべきかについて、次の委員会までに各派の意見を用意することとなりました。また、事務局は他市の事例（高槻市、東大阪市、豊中市は常任委員会を1日ずつでこなしているが、決算・予算ではどのように対応しているのか）を確認し、次の委員会までに報告することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(4) 本会議における議案質疑の取り扱いについて

本会議における議案質疑について、前回、委員長から提出された整理内容（案）に対し、日本共産党西宮市会議員団から、議員平等の原則から会議の中で発言権が制限されるべきではないこと、本会議は大綱的、政策的、大所高所からの質疑を行うものであり、委員会は専門的、技術的に質疑し、意見を述べるのが本意である

ため、本整理内容は適切でないとの反対意見がありました。各委員はこれを再度持ち帰り、反対意見を踏まえた各派の意見を用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

(5) 政務活動費の取り扱いについて

政務活動費の取り扱いについて、交付額の減額を行うべきかどうかを協議しました。各派の意見としては、減額すべきとする会派が5会派、減額すべきでないとする会派が1会派であり、減額割合は、2割とする意見、1割から2割とする意見、不足している議員も複数いるためそのことも考慮すべきとする意見がありました。各委員はこれを持ち帰り、減額すべきでない理由又は減額すべき理由、及び減額割合の根拠について、次回までに用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

(6) その他

平成27年度議会関係予算について、事務局から市の平成27年度予算編成方針と予算協議に向けての参考資料の説明がありました。各委員は予算協議が必要な事項（管外視察旅費、委員長への報酬加算、本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置、傍聴時の保育体制、副議長車の取り扱い）について持ち帰り、次の委員会までに各派の意見（具体的な金額等）を用意することとなりました。なお、対面式演台については、（仮設）対面式質問席を少なくとも1年程度は試行運用した後で、正式な設備を設置するか否かを検討することとし、平成27年度予算には計上しないこととなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

以 上